



男女平等推進センター 団体登録の案内

団体登録の申請

【登録要件】

- 1 男女共同参画社会の実現のために活動する団体であること。
- 2 主な構成員が、区内在住、在勤、在学であること。
- 3 構成員が5人以上であること。
- 4 団体としての目的、事業および活動計画を有すること。
- 5 代表者が区内在住、在勤、在学であること。
- 6 政治活動、宗教活動、営利活動を目的としないこと。

【申請方法】

登録申請書に、会則又はそれに準ずるもの及び会員名簿を添えて、男女平等推進センター受付(2階)に提出してください。

集会室等の利用申込

無料

●集会室2 (定員:24人)

集会室1・2一体利用の場合(定員:40人)

利用申請書をゆう杉並1階受付に提出してください(団体登録書の提示必要)。

利用日の属する月の3か月前(集会室1・2一体利用の場合は4か月前)の1日から利用の前日まで受付

●企画調査室 (定員:10人)

男女平等推進センター受付(2階)に申込みしてください(団体登録書の提示必要)。

利用日の属する月の前月の1日から利用の前日まで受付



杉並区男女共同参画都市宣言

人は歴史を創り、人は未来を創る
思いやりの心をもとに
男女が 性別を超え 世代を超え
互いに個性や能力を尊重し
さまざまな分野に参画し
心豊かな 明日の世代へ夢をつなげ
平等と平和の輪を広げるため
杉並区は
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成9年12月1日

■開館時間 9:00~17:00

■休館日 月曜日(祝休日の場合は、翌日)12月28日から1月4日まで

●関東バス 荻窪駅南口発

[荻51]シャレール荻窪行→「シャレール荻窪入口」下車→徒歩5分

●杉並区南北バス「すぎ丸」けやき路線

JR阿佐ヶ谷駅←→井の頭線浜田山駅

「善福寺川緑地」下車→徒歩10分

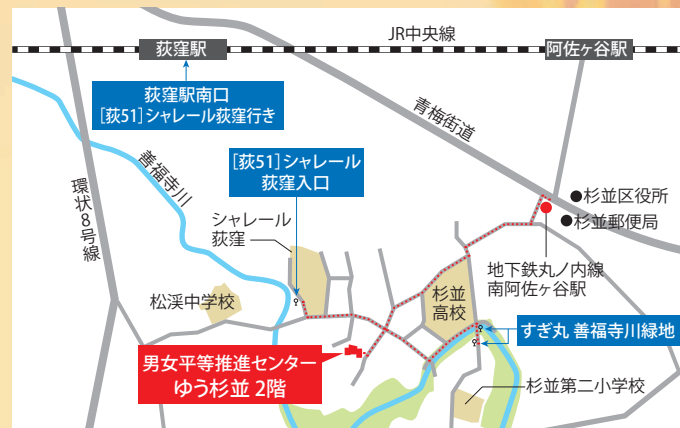
●地下鉄丸ノ内線

「南阿佐ヶ谷駅」下車 徒歩15分

※駐車場はありません。



男女平等推進センターへの詳しい
道順はこちらを参照してください



〒167-0051 杉並区荻窪一丁目56番3号 TEL.03-3393-4410

すべての人が輝くための
活動と学びをこの場所で



杉並区立 男女平等推進センター 利用案内

男女平等推進センター

利用して
みませんか?
ゆう杉並2階



情報・資料コーナー (2F)

男女共同参画に関する図書(約3,500冊)、行政資料など自由に閲覧できます。図書の貸出しを受けたい方は、利用登録が必要です。



乳幼児室 (2F)

ベビーベッド・子ども用トイレが設置されています。乳幼児連れの方は自由に利用できます。(講座開催の時は、託児室として利用しますので、使用できません)

広々とした
空間で
語り合おう

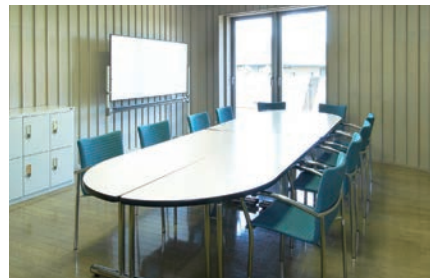
交流コーナー (2F)

団体や個人の方がお互いに交流し、情報の交換ができる場です。簡単な打合せにも利用できます。どなたでも、自由に利用できます。(コピー機:有料)



企画調査室 (2F)

男女平等推進センター登録団体が、会議や学習会、打合せなどに利用できます。



活動に
使える部屋が
2つ

資料や
冊子の
印刷に

印刷室 (B1F)

製版印刷機を設置しています。男女平等推進センター登録団体が、各種印刷物の作成に利用できます。(有料)



施設の利用方法

- 交流コーナー、情報・資料コーナー、乳幼児室は、どなたでも、自由に利用できます。
- 集会室・企画調査室・団体用ロッカー、印刷室(有料)は、男女平等推進センター登録団体が、利用できます。



各種講座

ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍、人権・多様な生き方など男女共同参画社会の実現に関するテーマで講座を企画運営する団体を公募し、講演やワークショップを実施します。講座の詳細は区HP・広報等で随時ご案内します。



情報誌「ゆうCan」

男女共同参画社会の実現を目指した内容や男女平等推進センター事業の情報を、発信しています。

配布場所

区役所
区民センター、図書館
区民事務所など

区HPからも
ご覧いただけます。
(年2回発行)



杉並区男女平等推進センター



検索



<http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/jinken/1005363.html>